

徳島県住まいの省エネ改修費補助金Q&A

R5.11.1時点

No.	質問	回答
1	二世帯住宅は「戸建住宅」として申請してよいでしょうか	内部で行き来ができる建物に限り、戸建て住宅として申請することができます。
2	現在居住していない住戸は対象になるのでしょうか	現在居住していなくても居住予定があれば対象になります。
3	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、どのように申請したらよいでしょうか。	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請してください。その場合は、同意書を提出下さい。
4	親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本制度の補助対象事業となるのでしょうか。	相続を受ける方が完了実績報告時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出できる場合は申請可能です。
5	事業の流れを教えてください。	必要書類を整えて徳島県住宅課建築指導室まで提出ください。審査終了時に申請者へ「交付決定通知」をお送りしますので、「交付決定通知書」の到着を確認してから、補助事業に係る一連の契約・工事に取り掛かってください。その後、補助事業に係る工事の施行及び支払いが完了した時点で速やかに「完了実績報告書」をご提出いただきます。当該報告書について所要の審査を行い、問題がないことを住宅計画課が確認したうえで、「補助金額確定通知書」を発行します。
6	申請者の資格を教えてください。	個人の所有者、又は、個人の所有予定者のいずれかに該当する方だけが申請いただけます。
7	事業要件を教えてください。	環境省補助に準拠し、「暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれるもの」であることとなります。 ※改修部位(天井、外壁、床、窓、ガラス)の組み合わせごとの最低改修率を定めた「エネルギー計算結果早見表」がありますので参照ください。
8	増築を伴う断熱改修工事を考えていますが、申請が可能でしょうか。	原則として申請は可能です。 既存住宅部も断熱改修を行う計画としてください。この場合、個別計算必要となります。
9	耐震性を有するものとありますが、省エネ改修に併せて、耐震改修を行うのでも大丈夫でしょうか。	補助事業の完了までに、耐震性を有する改修工事が完了するのであれば可能です。
10	交付決定以降に工事内容を変更してもよろしいでしょうか。	やむを得ず変更する可能性が生じた場合には、必ず事前にその内容を住宅課建築指導室まで御相談ください。
11	個別計算はどのような場合に必要でしょうか。	・戸建住宅においてエネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合 ・戸建住宅において最低改修率を満たさない場合 ・戸建住宅において基礎断熱改修を行う場合 ・増改築または減築を行う場合 ・開口部を増減させる場合(現状壁を窓に変更するなど) 上記いずれかに該当する場合は、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となる ことが見込まれることを証明できる個別計算が必要です。その際は、計算書を提出してください。 なお、事業要件を満たしている場合でも、個別にエネルギー計算を行い申請することも可能です。
12	買取転売業者なのですが、申請することは可能でしょうか。	買取転売業者は申請できません。
13	暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれる改修とありますが、具体的にはどういった工事になりますか。	改修例について早見表がありますので、御参考ください。※県HP参照
14	工事について、県内業者の縛りはありますか	県外事業者も可能です。
15	交付決定前に「建築確認申請」を実施することは可能でしょうか。	可能です。ただし、工事着手は交付決定通知日以降に行ってください。
16	耐震性を有するとあるが、新耐震の物件についても耐震診断を受ける必要があるか。	不要です。旧耐震の住宅においては、耐震改修等の実施が分かる書類の提出が必要です。
17	窓だけの改修を考えており、一部を他の補助を活用し、他の窓部分を県の省エネ補助を使用することは可能でしょうか。	窓のみの改修の場合、すべての窓の改修が必要となり、改修部分が重複するため不可。改修部位が重複せず、工事請負契約が別である場合には併用可能。
18	窓・ガラスの施工面積は、どのように算出すればよいですか。	窓はカタログ等に記載されている窓(サッシ)の幅(W)と高さ(H)を乗じたもので算出してください。
19	過去に窓の改修を行っており、残りの窓を全て改修したいが補助対象となるか。	過去に改修した窓が補助対象製品として登録されているものであれば可能です。ただし、申請の際には、施行を行った箇所について分かるように記載及び、登録製品であることの証明できる書類の添付が必要です。
20	製品が登録されているかどうかは、どのように確認したらよいでしょうか。	(公財)北海道環境財団の専用ページの補助対象製品一覧より御確認ください。
21	勝手口やテラスドアも改修したいが、補助対象製品はどのように選択すればよいでしょうか。	補助対象製品一覧の検索結果で表示される「製品名」に、テラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。
22	高性能建材について、補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目は？	補助対象経費 ・補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費 (1)HPより公表している補助対象製品の購入費 (2)補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 (3)補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 (4)補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) (5)補助対象経費を算出するための実測費  補助対象外経費 (1)養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 (2)給排水、電気等の設備工事及び設備機器等の購入費用 (3)クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸、雨戸、シャッター等の窓付) (4)諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費